平成２７年（フ）第２２号
横浜市泉区和泉町4555番地３　神田ハイツ101号
債務者　竹内　一雄
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２４号
岡山県玉野市向日比１丁目３番８号
債務者　宮越　修
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２５号
岡山県玉野市向日比１丁目３番８号
債務者　宮越アキ子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３３号
岡山市北区神田町１丁目４番21号107
債務者　前田　郁子（旧姓蔭木）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２号
長野県佐久市臼田2117番地
債務者　木内　正子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２１４５号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ23棟811号
債務者　信藤　裕二
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９１号
神奈川県相模原市南区南台４丁目14―11―203
債務者　穴田　啓太
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２１号
東京都葛飾区お花茶屋２―４―23―402、住民票上の住所東京都葛飾区白鳥２丁目４―４―306
債務者　西坂　真人
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５８号
東京都練馬区向山１丁目８―15―409
債務者　廻　八造
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６３号
東京都葛飾区新小岩４丁目１―９―101
債務者　三村　忠弘
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９７号
東京都板橋区坂下２丁目14―20―206
債務者　重田　京司
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３号
静岡県藤枝市平島665番地の１　県営平島団地Ｂ棟408号、旧住所静岡県藤枝市音羽町３丁目18番19号　ヤマニハイツＢ棟202号
債務者　高木　勝敏
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
熊本県天草市佐伊津町435番地　明瀬ハイツ203号
債務者　鎌田　正哉
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月20日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３６３３号
東京都墨田区京島１丁目38―１―506
破産者　加藤　康之
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５９５号
千葉県千葉市若葉区都賀の台３丁目１―４
破産者　斎藤　英敏
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９５８号
兵庫県神戸市西区南別府２丁目９―15―202、開始決定時の住所兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1555―７―306
破産者　山本　重範
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部